

## 改正 4-1

# 所得税の仕組み

### 10 復興特別所得税の創設

東日本大震災の復興債の償還財源確保のため、復興特別所得税が創設されました。平成 25 年から平成 49 年までの 25 年間にわたり、各年分の所得税額に対して 2.1% が課税されます。

なお、個人住民税についても、平成 26 年から平成 35 年までの 10 年間、均等割を 1,000 円加算することになっています。

#### 練習問題(○×問題)

- 略 -

赤字を追加いたしました。

<根拠法令>

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」

(平成23年12月2日公布)